

## 平成28年度第1回京都市事務事業評価委員会 要旨

- 議 題 平成28年度（平成27年度分）事務事業評価（第三者評価）について
- 日 時 平成28年11月4日（金） 9：30から16：10まで
- 場 所 職員会館かもがわ2階大会議室
- 対象事業

NO	所管局	事務事業名
1	環 境 政 策 局	「DO YOU KYOTO? クレジット」を活用した地域の温室効果ガス排出量削減促進事業
2	総 合 企 画 局	京都文化交流発信事業の推進
3	文 化 市 民 局	文化財保護事業資金融資事業
4	保 健 福 祉 局	鉱泉源保護設備補修等補助金交付事業
5	都 市 計 画 局	屋外広告物等の審査等事業

### ■ 評 価 者

- 事務事業評価委員会委員 （5名） （敬称略）

氏 名	役 職
（委員長）北村 亘	大阪大学大学院法学研究科教授
（副委員長）清水 智子	有限会社キャップス代表取締役
（委員）中川 美雪	あずさ監査法人 公認会計士
（委員）越智 温子	NPO法人遊悠舎京すずめ理事
（委員）曾我 謙悟	京都大学大学院法学研究科教授

- 平成28年度事務事業評価サポーター（4名） （敬称略）

氏 名	所 属	事業 No.
兼森 健太	京都産業大学法学部法律学科3回生	1, 2
尾崎 嘉幸	京都橘大学現代ビジネス学部現代マネジメント学科3回生	1, 2
吉田 光輝	京都橘大学現代ビジネス学部現代マネジメント学科3回生	3, 4, 5
島田 菜美	京都橘大学現代ビジネス学部現代マネジメント学科3回生	3, 4, 5

### ■ 京都市出席者

- （事務局）杉田経営改革課長，牟禮改革調整係長，金市  
（各局）各事業の冒頭に記載

- 評価者の意見
- 事務事業所管部局の意見

## 1 「DO YOU KYOTO?クレジット」を活用した地域の温室効果ガス排出量削減促進事業

【所管局出席者】	
環境政策局 地球温暖化対策室	「DO YOU KYOTO?」プロジェクト推進課長 安田 真也
	担当係長 狩野 千秋
	担当係長 堀江 淳嗣

- 対象のコミュニティや市民の人にどのように活動を広報しているのか。
- 地域ぐるみでの啓発を行うエコ学区事業の取組の中で、エコ関係のブースの出展やちらしの配布などにより周知を行っている。
- 対象が中小企業とコミュニティだけで、大企業が対象に入っていないのは、制約があるなどの理由があるのか。
- 大規模事業者については、条例において、「大規模事業の活動に伴う CO2 排出量を計画的に削減しなければならない」旨の規定があり、削減計画書・報告書の提出義務、環境マネジメントシステムの導入、新たに車のリース等を行う場合は CO2 排出量が少ない車の割合を全体の 50%にしなければならないなどの義務がある。このため、対象から外している。
- 私立の学校は対象となるのか。
- 大学は大規模事業者に該当するため、対象から外している。ただし、学校の P T A 等では取組を進めていただいている事例はある。
- 指標 1「クレジット認証量」について、平成 27 年度が、目標値 500t に対して、実績値 191.8t と数値が低くなっている理由は何か。
- 京都府の京-VER 制度との棲み分けによって、平成 26 年度から中小企業については京都府に統合し、平成 26 年度以降は市で新規登録は行っていない。このため、平成 27 年度の数値は低くなっている。
- 家電を買い替える時などに、CO2 排出量の少ないエコなものに変えるかどうか迷う時がある。
- エコ学区の学習会等で、CO2 排出量の少ない家電などの情報を説明している。それにより、CO2 削減を考えるきっかけになればと考えている。
- 京都市では、街灯を全て L E D に変えているのか。
- 街灯については、建設局の方で、順次 L E D 化を進めていると聞いている。また、商店街のコミュニティにおいても、電灯を L E D に変えることで、CO2 排出量が大幅に削減された事例がある。
- P T A などの学区を中心に活動されているということで、きめ細かくいろんな地域をカバーできており、また、学習会等を実施することで、京都市の民度が高まるなどのプラスの効果があっというと思う。逆に担当者の負担になっているのではないかと感じる。
- 伏見区の京エコロジーセンターにあるエコ学区サポートセンターがこうしたエコ活動をサポートしている。その他、各区役所・支所のまちづくり推進課、エコまちステーション、まち美化事務所などと連携して CO2 削減の取組を進めているところである。
- 両親を在宅介護・看護していた頃、電気代が跳ね上がった。今後、高齢化が進む中で、在宅介護が多くなった場合に、電気の使用などを減らすことは難しく、個人のマネジメントは難し

いだらうと感じる。

- 在宅介護等は難しい課題だと思うが、マネジメントに関して、電気代やガス代について、各家の現状を診断し、省エネの方法についてアドバイスを行う「うちエコ診断」といった制度もあり、学習会やエコ学区でもPRしている。こうした制度も、ご活用いただけたらと考えている。
- 他に温室ガス削減のための民生に向けた取組はあるのか
- 主に、小学5年生を対象として「こどもエコライフチャレンジ」など様々な事業がある。
- 各年度の目標でなく、全体としてどこまで減らすという最終目標はあるのか。その目標に向けて、本事業はどのような位置づけになるのか。
- 平成32年度までに省エネ15%削減を目指している。
- 参加した場合の取組は2年区切りとのことであるが、2年で終わった人は対象外となるのか。
- 基本的には、2年で終わりであるが、もう1回参加できないわけではない。ただし、2年間かけて省エネに取り組まれたあと、そこからさらに削減に向けて取り組むというのはかなり厳しいとは考える。
- そうすると、このプロジェクトは、どんどん参加コミュニティが減っていくことがよいと考えるのか
- 取り組んでいただくと、どんどんCO<sub>2</sub>の排出量が少なくなっていく。最終的には、参加コミュニティが減っていくことになるがこれは良いことと考えている。
- 暮らしやまちづくりでCO<sub>2</sub>削減を意識してもらうのであれば、なるべく多くの方に関わってもらうのが大事であり、できるだけ関わる人を増やしていく必要があるのではないかと。そうすると、なぜ個人単位では申し込めず、団体でしか申し込めないのかという疑問も出てくる。
- 取り組んでいるコミュニティの数は変わっていない。それぞれの家庭でも節電意識は高まっていることから削減量としては減少してきている。  
量で評価するというより、参加しているコミュニティの数や、コミュニティで何人の方が参加しているかなどの指標も考えられる。  
削減量が多いから良しとするのではなく、取組に参加していただくことが大きな意味があると考えている。指標については検討したい。
- 現在の指標について、「クレジット認証量」は、コミュニティで減らされている分だけになる。クレジット買取りなどもやっているのであれば、これも合わせて指標も考えられないのか。
- この事業の大きな目的はCO<sub>2</sub>の削減であることから、現状の「クレジット認証量」を指標としている。認証に関して別の指標を増やすことについては検討したい。
- 27年度の実績値について、1t1万円で27.1tとなっているが、事業費の報償費の84万9千円とのズレはどういうことか。
- 27.1tで27万1千円はコミュニティの分で、中小企業の分が57万8千円あり、合計で84万9千円となっている。
- PTA向けの取組をしているということであったが、大学向けの取組はしているのか。
- 大学向けの「エコライフ冊子」を作成して、入学式の際にお配りしており、インターネットでも公表している。  
今後も、大学に向けてもしっかり取り組んでまいりたい。
- 業績評価の指標が分かりにくいいため、混乱を招いている。量を考えていこうとしていくのか、世帯、人を考えていくのかによって、かなり違う。量に関心があるというのであれば、もう少

し議論を進めてほしい。

認証量で、やればやるほど増えてほしいというのは分かるが、我々は、効率的・効果的なのかを知りたい。全体の中でどれくらいなのか、コミュニティがどれくらいあるのか、世帯のことを考えるのであれば、コミュニティの中でどれくらいの割合があるのか。量であれば、コミュニティレベルで出ているのはどれくらいあり、その中でどれくらいの割合が減っているのか、位置づけを分かりやすくして頂きたい。

一歩でも進めばよいが、一歩進むのに行政経費がかけられているのであれば、例えば報奨金あたり、どれくらい減っているのか、ということもマネジメントの観点から必要ではないか。

指標の作り方と適切な運営の仕方を検討して、そのための指標を出していただきたい。

委員の意見でもあったが、高齢化社会が進んでいくのは今後の課題。自動化などが進んでいき、電気代は増加していくと考えられるが、一方で、CO<sub>2</sub>は削減する必要がある。今後、どのように取り組み、コミュニティ等に対してどのように説明していくのか検討していただきたい。

#### **【まとめ】**

- 暮らしやまちづくりでCO<sub>2</sub>削減を意識してもらうのであれば、なるべく多くの方に関わってもらうのが大事であり、出来るだけ関わる人を増やしていく必要があるのではないか。
- 指標について、効率的・効果的な指標の検討が必要。認証量で考えるのであれば、位置づけを分かりやすくしていただきたい。
- 高齢化社会が進んでいく中で、CO<sub>2</sub>削減にどのように取り組み、説明していくのか検討していただきたい。

- 評価者の意見
- 事務事業所管部局の意見
- △ 事務局の意見

## 2 京都文化交流発信事業の推進

【所管局出席者】	
総合企画局	交流推進担当課長 西尾 由輔
国際化推進室	企画調査係長 長谷川 美樹

- 事務事業評価票の目的が「国際的な文化都市としての京都の魅力をより一層高め、活力溢れる京都の創造を目指す」となっているが、指標は「賓客のもてなし回数」となっており、これでは「創造を目指している」ように見えないのではないかと。
- 迎賓館自体が、京都文化がふんだんに体験できる場所である。利用される方は国賓と呼ばれる方々で、発信力が高い方々が来られる。そういった方々に職人さんの技術、優れた匠の技をしっかりと体感していただいて、それを各国に向けて発信・アピールしていただきたい、そういう場として重要な意義があると考えている。
 

回数自体が増えるに越したことはないが、国と国同士でどのような賓客が来られるのか、東京でおもてなしをするのか、京都で和風のおもてなしをするのか、それぞれの国同士の意向もあるが、京都側は出来るだけ、京都迎賓館を使つての迎賓を勧めていただくよう、国に求めていきたい。
- 「賓客」とはどのような人なのか。
- 国賓、公賓で、国としておもてなしをするお客様で、いわゆる国家元首、各国の大統領、国王などである。昨年の事例でいうと、ミャンマーの大統領、フランス首相、イタリア首相などが来られた。
- 迎賓館に賓客に来てもらうためにどのような取組を行っているのか。
- 京都迎賓館は国の施設であり、京都市では地元側でコントロールできない部分はある。そうはいっても、京都側は出来るだけ、この場所を使ってもらい、来られた際に、京都文化を存分に体感していただきたい。
 

玄関には生け花をしつらえているほか、京都の優れた技が入った建物の造作、しつらえ自体がおもてなしだと考えている。お茶や踊りなど京都の代表的な文化でのおもてなしをアピールしていきたいと考えている。
- 賓客について昨年度実績は9件であるが、来られた方には、すべて歓迎行事をしているのか。
- すべてではない。国同士の調整であるため、すべて行えるわけではない。
- 相手方のスケジュールの都合など、あまりコントロールできない部分があり、やむをえないと考えるが、そうすると、コントロールできない「もてなしの回数」を指標として使うことは問題があるのではないかと。やっていることそのものであつて、成果なのかどうか。
 

京都の魅力の発信というのであれば、新聞で「京都の魅力がアピールされた」旨の報道がされた件数などを検討すべきではないかと。ただし、これもコントロールできないものではあるが、何か他の業績評価の指標が検討できないのか。
- 以前は、「シンポジウムの開催回数」を2つ目の指標に用いていたが、開催回数を複数回から1回に整理した際に、指標を見直した。
- コントロールできることが少なく、事務事業として評価するのが難しいとは思いますが、本事業

は補助金を出している。

この事業に限らず、京都市では会費・補助金を支出している事業が多くあると思うが、団体とのお付合いに過ぎないように見えるものも多くある。他の事業にもいえることではあるが、うまくモニタリングできているのか。それを測る指標を検討していただきたい。

京都市の意図としては魅力を発信してほしい、ということだと思うが、700万の予算を使って、コントロール出来ていないというのであれば、極端なことを言えば、引き上げてもいいのでは、ということになってしまう。

もっとコンベンションビューローに、京都市の意向を伝えて動いてもらう必要があるのではないか。

例えば、コンベンションビューローとの打合せ回数、要求したリクエストに対して、どのくらい達成してくれたのか、など、相手方にもしっかり出してもらってほしい。

指標として思い浮かぶのは「メディアに取り上げられた件数」。「京都市に訪問した」と言ってくると効果はあると考えられる。それを目標とするならば、コンベンションビューローにメディアに働きかけるようリクエストしていかなければいけない。

コンベンションビューローとの関係で、指標が入れられるものがあれば考えてほしい。

- 賓客が、どのくらい発信してくれたか追跡調査を行う方法もあるのではないかと。直接的にその人が来て発信してくれることで観光客が増えるわけではないと思うが、追跡調査をやっていく努力が必要なのではないかと。
- 添付資料の支出報告書で、ボランティア活動経費が95,600円とあるが、ボランティアは無償の活動なのではないか。この活動経費とはどのようなものか。
  - ボランティアの活動に伴う交通費等である。
  - ボランティアは何人くらいいるのか。
  - 正確な資料は持ち合わせていないが、延べ10日間の活動で、1日当たり30人以上はいる。
  - 同じく、添付資料の支出報告書で、コンベンションビューローの活動経費296万とはどのようなものか。妥当なものなのか確認されているか。
  - コンベンションビューローの人件費など、事務局の管理運営に係る経費である。
  - 日本の国のおもてなしの場所として京都迎賓館があり、とても大切な場所である。今年から参観対象を広げており、簡単な言葉で「京都の魅力発信」と掲げているが、少しどうかと思う。今後、文化庁が京都に来ると、迎賓館のおつとめもかなり多くなってくると思う。日本を代表したおつとめの場所という位置付けを明確にして、目標をもう少し具体的に掲げるべきではないか。
  - 「迎賓館」という名前のおと、あくまで、各国の賓客をお迎えする場という認識には変わらない。
- 昨年まで年10日ほどの一般観覧であったが、今年から、京都だけでなく、東京赤坂の迎賓館を含めて、一般参観の枠を広げている。大目標は賓客の接遇の為の施設で、支障のない範囲で、一般の方にも見ていただく。
- 今年から拡大された一般参観の効果・影響はまだ分からないが、京都市としても、主は賓客のもてなしと考えており、文化庁の移転もある中、京都の魅力を発信していきたい。
- 効率性で「賓客のもてなしの回数」とされているが、歓迎行事をされたのが9回すべてでないのであれば、効率性の区分として適していないのではないかと。京都市が迎賓館にお金を使うことについて、合理的なチェックが入らないと説得力が弱い。

お金を使うとなると、効率性だけでなく、品質も重要。成果を測るとなると、メディアへのコンタクトが考えられるのではないか。それを京都市が行うのが大変というのであれば、コンベンションビューローに発信してもらうとともに、どれくらい取り上げてもらったかフィードバックしてもらう方が、目的に合うのではないか。

- メディアへの発信は指標のうえでも戦略的にも重要と考えている。コンベンションビューローも含めた4者の協議の場でも議論を深めていきたい。
- シンポジウムについては、年1回の実施ということであるが、その1回で市民にとっていいのか、回数を増やした方がいいのか検討したほうがよいのではないか。

「国内外への発信」「地域の活性化」という二つの目的をチェックできる指標を考えていただきたい。
- 首都圏でのシンポジウムについて、450名の定員に対して申し込みは3倍程度あり、人気が高い。シンポジウムではアンケートを取っており、9割方は良かったと好評をいただいている。回数は1回にしているが、1回あたりの効率性は検討していきたいと考えている。
- 指標について、メディアへの露出に関して、どのようにお示しできるかは検討が必要であるが、シンポジウムのアンケートの結果など、そういったものも含めて検討していきたい。
- 人件費について、課長0.1人、係長0.1人、係員0.1人と、年間の一割を割いていることになっている。そんなに事務があるのか。所管課で多くの事業があるが、すべて足しあげると所管課の人数に合うようになっているのか。
- 人件費については所管課の数値をすべて足し上げると職員の数に合うようになっている。シンポジウム等は京都市が直接行うわけではないが、4者が集まったの協議や行事にむけての準備などの事務がある。
- 補助金を出しているのであれば、しっかり市としてコンベンションビューローに要求していかなければならない。また、成果の報告をどこまで求めていくのかという点も重要。それがされているのであれば、それだけの人件費もかかるかもしれない。
- 東京・赤坂の迎賓館のある自治体（都や区）は、同様の事業をされているのか。参考にされてはどうか。
- 東京の事例は把握していないが、京都の場合は、平成17年に地元として京都に迎賓館を作ってほしいと要望した経緯はある。京都として、積極的にこういう場を使って、京都文化、ひいては日本の文化を発信していきたいという思いを持っており、そのあたりで東京都の違いはあるかもしれない。
- 在京の大使やメディアの支局長を迎賓館に呼んで発信してもらう方法もあるのではないか。
- 大使を招へいする事業は、本事業とは別に実施している。

東京の迎賓館で車の新車発表会でユニークベニューとして使用している事例や、本市の二条城でもクラシックカーの展示会をやっている。様々な方法でアピールして参りたい。
- 事務局に質問であるが、職員一人の年間の平均労働時間はどれくらいなのか。

△ 1日約8時間で、年間平均245日前後である。
- それで計算すると、本事業の場合年60時間かけていることになる。人件費を合計すると、職員がそんなに時間をかけているのか、ということにもなる。こういった見方もしていただきたい。
- △ かかっている労力等を踏まえて人件費を積算しており、単純に時間だけで測れるものではないが、客観的に見て、どのようなものが適切か、検討していきたい。

## 【まとめ】

- 他の事業にもいえることではあるが、会費・補助金を支出している事業について、うまくモニタリングできているのか。それを測る指標を検討していただきたい。
- 指標については、「メディアに取り上げられた件数」なども検討できるのではないか。  
そのためには、補助金の支出先に、京都市の意向を伝えて動いてもらう必要があるのではないか。また、成果の報告をどこまで求めていくのかという点も重要。



- 評価者の意見
- 事務事業所管部局の意見

### 3 文化財保護事業資金融資事業

【所管局出席者】		
文化市民局 文化財保護課	課長	川妻 聖枝
	管理係長	前田 真望
	担当	佐伯 佳恵

- 平成 21 年度以降、融資が増えていない原因は、文化財所有者の方が融資を受けてまで修理する意思がないからなのか。
- 経済情勢等、特に景気が著しくよくなったわけではない中で、民間の設備投資が積極的に進んでいる状況ではなく、文化財の修理に資金を回す所有者が少なくなったのも一因と考えている。
- 評価票の活動内容にある「融資制限なし」とはどういうことか。
- 平成 20 年に制度の見直しを行い、それまで融資率は、原則として自己資金の 8/10 以内の額であったが、見直し後は「制限なし」としている。
- 京都市は新規融資を増やすために特別な取り組みを行っているのか。
- 制度の広報活動はしている。資金が回らないところの支援をさせていただくという「融資」制度であるので、あくまで制度の周知を行っている。
- そうだとすると、指標 1 の「新規融資件数」について、「増加することがよい」とされているが、「困っている人を助けるということが本来の趣旨」と説明されるのであれば、困った人が増えているという指標に受け取られかねない。  
所有者の意識ではなくて、経済情勢が原因と説明されたことも分かる気がする反面、どういう風に融資していくのか分からない。「新規融資件数」を指標にするのは少し違うのではないか。  
現状の「新規融資件数」「融資割合」の二つの指標で、この事業がいいか悪いかをみていくのは判断しにくい。どのように考えているか。
- 「新規融資件数」については、資金が回らないところで利用されるというのがある。増えたからよいというものではないと感じている。制度自体が利用されることは周知が出来ているということになると考え、指標としている。
- 資料によると、融資のピークは昭和 62 年で、今より条件が悪かった時代でも件数が多い。今はいろいろ条件が緩和されている。無理やり貸し出さなくてもいいのではないか。しかも、預託されているのであれば、市民の税金が減っているわけではない。これは増加すればよいというものではなく、使われなければよいということにならないか。どのようにこの事業の指標を考えられるか検討いただきたい。
- 文化財の修理等、手を加えるときは周知が必要になるのか。所管課で、文化財の状況を把握でき、その上でお金をどうしていくのか考える仕組みになっているのか。
- 現状把握について、所有者が修理等を行いたい場合は文化財の現状変更届の手続きが必要となる。届を受けるに当たっては、文化財保護技師が現場を確認し、どういう状況か確認し、変更の必要性の有無などを判断している。

- 「文化財の保護」ということであるが、所有者が修理したいというのを待つ受け身の姿勢なのか、それとも、文化財が崩れかけていたり、早くしないと失われてしまうため、積極的に修理して欲しいという働きかけをしているのかどうか。
- 制度について、この融資事業とは別に、予算額 4400 万円の助成金による補助金制度があり助成でも資金が回らない場合に、融資の制度を利用いただいている。  
受け身であるかどうかについて、市で指定しているものなので、直接どういう状況なのかは文化財保護技師が現場を確認している。  
市は、文化財を保護する立場であり、積極的に修理等をしていただきたいが、補助金でも融資でも一定の自己資金が必要となるため、所有者にできる範囲でお願いしている状況である。
- そういう形で、文化財の現状を把握して働きかけもして、必要であれば融資の仕組みをとるのであれば、どこにネックがあるのか。補助する仕組みがあるなら、融資はそんなに使わなくてもいいのかという気がしてくる。融資ではなく、まずは補助金を使っていくというのが所管課のスタンスという理解でよいのか。
- 補助金も予算が限られているため、所有者に順番に補助金を出しているという状況があり、融資も採り入れてはどうか、という位置づけでこの制度があると認識している。
- 所管課で届出を把握しているということであるが、その際に、どのように資金を工面しているのかも把握しているのか。
- 修理費の工面等の状況については、相談いただいた際に確認している。
- 補助金と融資は組み合わせることが出来るのか。既存の補助金だけだと、これくらいしか修理できないが、所有者としてはもうワンステージ上げてほしい、でもお金がかかるという時に、どのように対応しているのか。所有者からしたら、出来るだけ補助金の方がいいとなるのか、融資を受けてでも資金が欲しいということになるのか。
- 補助金と融資は組み合わせることは可能であるが、どこまでいっても所有者負担が発生する。その部分の工面を融資制度で賄うのかどうか。例えば、お寺の屋根を葺き替えようとすると、億単位のお金がかかる。  
我々の目線では、「お願いだから修理していただきたい」というのはあるが、ケースバイケースでお話を伺いながら、根本的な大規模な修理をするのか、とりあえず小規模な修繕をするのか、ということも、所有者と話を進めている。
- 年間経費で、貸付金は平成 27 年度決算で 720 万円かかっているが、この年は貸付がなかったため、特定財源で 720 万円戻ってきていて、実質的に 720 万円は使っていないということなのか。
- 本市から預託金という形でお渡ししているもので、年度末に銀行からお返しいただいている。
- 「効率性の指標」で、平成 27 年度は年間経費 841 万円となっているが、実質的には京都市の経費としてはここまでかかっていないという理解でよいのか。そうだとすると、見方を工夫する必要があるかもしれない。
- 「効率性の指標」の数値については、事務事業評価票の様式で、事業費と人件費が自動的に計算されるようになっている。
- 融資について、利用される方には周知できているという説明があったが、では、なぜ利用されないのか。経済的な判断、景気、その他もあるとのことだったが、必要とされている方もいるのではないのか。融資制度自体がいろんな書類を出す必要があったりして、貸し付けていただく対価に対して利用しにくいような状況があるのか、あるいは、他の融資機関の方が利用しや

すいのか、そのような背景はあるのか。

- 京都市だけに融資制度があるわけではなく、京都府で文化博物館を運営している財団に同様の制度がある。

かつては、他の制度の方が利用しやすいような状況もあり、平成 20 年度に、利率等を見直すなど、より利用しやすいように制度の見直しを行った。

平成 27 年度に金利の見直しを行い、京都府の制度も市の利率も市の金利等を踏まえて、利用しやすい金利に見直した。

このように少しずつ利用しやすいように制度を見直しているつもりではあるが、実際の件数としては少ないので、御指摘いただいた部分について、課としてこの制度の在り方について、利用者と相談させていただく必要があると考えている。

融資件数が最もこの事業を表すものとして指標を立ててきたが、情勢も踏まえて、指標のあり方も検討していきたい。

- 京都府の外郭団体の制度と市の制度の利率は同じなのか。また、民間の融資と比べて、公的な制度なので、そこはメリットがあるのか。それとも民間の方が利率がよいのか。

- 京都府の制度の利率は年率 1.2% であるが、本市の利率は 0.9% で府を下回っている。

本市の利率の設定は銀行と協議のうえ決定しており、本市の中小企業等への融資の金利も参考にしている。

- 本来修理したいけどできないというのであれば、そこでこれが機能しているかどうかを我々は見たい。本来修理すべき件数は把握されていると思うので、その中で、自己資本で修理している件数と融資を利用している件数を出して比率を比べたら、機能しているのかどうか判断できるのではないかと。

融資件数と融資割合ではなく、何か工夫して、見る人が判断できるような指標を検討いただきたい。

- 経済情勢がよくなって、融資件数が下がっているというのであれば、経済情勢が悪くて文化財を手放す人が多いのかどうか、件数を載せれば、深刻な状況なのかどうか分かるのではないかと。

- 所有者の方にはしっかり文化財の価値について御理解いただいている。融資を受けなくても、市や国の補助金を使いながら、自己資金でやっていただいております、しっかりと文化財を守っていただいているというのが大原則。

文化財を手放したいと思うほどお困りのケースもないわけではないが、所有者が変更になっても文化財を維持していただけるのであれば、売却いただくことも可能である。

平成 26 年から平成 31 年に限って、もう少し文化財の修理に関する補助金の予算が確保できている。今まで頑張ってきたけれど、補助金があるならばもう少し修理できるということで、大規模な修理に取り組んでいただいているようなケースもある。

- そのようなことが分かるような指標、自己資金でやっているもの、補助金を組み合わせている者、その割合を見せていただくと分かりやすくなるのではないかと。工夫していただきたい。

#### 【まとめ】

- 現状の「新規融資件数」「融資割合」の二つの指標で、この事業がいいか悪いかをみていくのは判断しにくい。

- 本来修理すべき件数の中で、自己資本で修理している件数と融資を利用している件数を出して比率を比べたら機能しているのかどうか判断できるのではないかと。

- 評価者の意見
- 事務事業所管部局の意見

#### 4 鉱泉源保護設備補修等補助金交付事業

【所管局出席者】	
保健福祉局 保健衛生推進室医務衛生課	生活衛生担当課長 仲 俊典
	生活衛生係長 辻本 薫
	主任 元林 真二

- 事業名は「鉱泉源保護設備補修等」となっているが、指標に「設備補修」の件数を入れているのはなぜか。
- 評価票の「効率性の区分」には、設備補修とレジオネラ属菌水質検査（以下「水質検査」という。）の件数を合計したものを入れている。指標については、どちらかを取るべきと考え、我々、医務衛生課では温泉の設置許可や旅館業などの衛生面の許可も担当していることから、衛生面の指標が適切と考え、「水質検査に係る補助件数」を指標としている。
- 水質検査の補助金は平成 25、26 年が 1 件で約 8,600 円と、それほど大きな金額ではないように感じるが、温泉の事業者の方が自腹を切っているのか。それでも、補助金を出すということは、年に数回検査をしてほしいという思いがあるものなのか。
- 水質検査については、ここ数年でかなり安価になったという実感はある。  
補助金の上限が 15,000 円で、1 回 8,600 円程度であれば、もう 1 回くらい検査が可能。1 回目の検査は少なくともご自身でしていただく必要がある。そこで問題がなければ 2 回目の検査は不要で、それ自体は喜ばしいことだと考えている。
- 水質検査について、そんなに金額がかからないのであれば、補助金の上限をなくして、全額補助することは出来ないのか。
- 15,000 円の上限はあるが、平成 25 年の 8,400 円、平成 26 年の 8,640 円は、かかった経費を全額補助しているものである。
- 「入湯税」は温泉の場合だけにかかるものなのか。また、水質検査は温泉の場合に特に必要なものなのか。他の公衆浴場全般に必要なものか。  
医務衛生課は公衆衛生全般を扱っておられるということであるが、この事業に限っては「温泉」と区切られている。お金の面で入湯税は目的税のようなもので、元々区切られているなどの理由があるのか。
- 入湯税は目的税であり、都市計画税などと同様に、目的が決められている。  
入湯税の納税義務者は、「京都市内の温泉施設に入湯された方」という縛りがあり、それらの方から納めていただいたものであるため、温泉施設への補助として、この事業があると認識している。  
入湯税については、基本的に京都市内の温泉に入湯された方にかかるが、小学生以下の方、利用料金が 1,000 円以下の日帰り入浴の方にはかからない。一般の銭湯でも温泉の利用許可を取られている施設はあるが、そちらでは課税されない。  
そのような状況なので、温泉利用許可を出している 44 施設に限って補助をしている。  
レジオネラ属菌については土壌菌であるので、井戸から取っている温泉の場合、上下水と違って、菌が含まれている可能性は高くなってしまう。そのため、水質検査は必要と考えている。

水質検査については、条例により、対象が旅館等で普通の水を使っている場合、循環ろ過器がある場合は、年1回の検査が必要となる。

○ 効率性で、平成27年度で単位当たり7,916,000円となっているが、実際の件数は2件で190,000円なので、1件あたり100,000円くらいの計算となる。そうすると、あとの7,800,000円は何にかかっているのか。

● 当該項目については、評価票の計算式で、事業費と人件費が自動的に計算されてはいるようになっており、人件費が含まれている。件数が少なくなれば、人件費がかかっているように見える。今年度、平成28年度については、既に5件の補助を行っており、効率性評価は良くなると思込んでいる。

○ 様式上は自動計算で仕方のないものだと思うが、人件費7,800,000円と聞くと高いように感じる。1件あたり7,800,000円の経費をかけるまでの効果が上がっているのか。

● 申請があればあるほど、それだけ現場も確認しなければならない。また、事務処理もあるので、人件費もかかっている。

温泉利用施設については、各保健センターが年に1回必ず現場を訪ねて、利用状況に変更はないか、衛生面で不適切なことはされていないか、環境衛生監視員が確認している。

啓発のチラシもお配りして、事業の周知を行い、施設が壊れかけているようなところがあれば、補助金を使って修理してはどうか、といった話もしており、見えない人件費もあると考えている。

○ 施設を回って、啓発される方の人件費がかかっているということであれば、そういうことを指標に入れられないかどうか検討されてはどうか。現状だと補助金を受けて、支給するだけの事業に見えてしまうが、目的は補助することではなく、何か問題が起きないように事前に防ぐということだと思う。「訪問件数」など、そういう本来の目的が見える指標であれば、人件費や年間の経費も説得力があるのではないか。

○ これだけ手厚いことをされているにもかかわらず、水質検査の補助件数について、平成25～27年と0件又は1件になっていることについて、所管課ではどのように分析しているか。

● これくらいの補助金なら自腹を切ってやるという考えもあるのかもしれない。一方で、実際に検査をしたら問題があり、再度検査が必要となるが、その費用についてどうにかならないかなどの声も聞くことがある。

制度を使っていないことで、衛生的にちゃんとしていただいて、検査に合格しており、安心できる反面、もし検査で大丈夫だったとしても、2回、3回と定期的に検査をしていただきたいという両方の面がある。

○ 所管課のお気持ちは伺ったが、事業者としていないということであれば、もう少し別の所に力点を置かれることを検討してみてはどうか、ということになる。

指標については、普通は、活動指標として「検査件数」「補助件数」を挙げられると思うが、出来れば、対象の44施設の中での割合も見せていただけたら分かりやすくなるのではないか。この検査をして、どのくらい増減があるのか、また、関係ないのかどうか分かれば、その結果としての指標を検討されてはどうか。44施設の中での結果が分かれば、効果があるのかどうかも分かるし、効果がないのであれば、別のところにアプローチをかけてやっていけばいいのではないか。

○ 他の政令市などでも入湯税があるところはあると思うが、このような事業はやっていないということであるが、なぜ京都市だけやっているのか。

- 政令市の入湯税の導入状況については、今、手元に資料がないが、近いところでは、神戸市が入湯税を導入しており、用途は「環境衛生施設の整備」と聞いている。
  - 政令市ではないが、九州の方では、原泉の管理を市で行っていて、その委託料として入湯税をあてているところや、下水道の個別会計にあてているところも。
  - その他は、観光振興に使っているところが多いようである。
- そうすると、この用途は、京都オリジナルで、あくまで衛生面に注力したという理解でよいのか。
- 衛生面で、鉱泉源の保護管理を目的としている。
  - 衛生面に配慮してやっていこうというのは結構なことであるが、そうだとすると、なおさら指標について、安定的にこれだけのことをやっているということが分かる指標が必要ではないか。
  - 衛生面を重視されているのであれば、施設の入口や更衣室などに、「いついつ検査をしました」のような周知をすべきではないか。
- 温泉法において、どのような温泉か、検査をいつ行ったかについて、10年に一度調査して公表することになっている。
  - いただいた入湯税で、対象の44施設の入り口などに、このような事業で検査をやっています、ということを見せていただければ、衛生面は確立すると思う。
    - 事業を運営していくならば、検査や修理は、本来、必要経費として施設が負担すべきもの。必要経費を補助するというのは、少し違うように感じる。
    - それを、入湯税をもらって税金で補助するというのであれば、機器等について、いつ購入したのか、どこの時点で替えないといけないのか、そういうことに経費を使っていただく必要があるのではないか。
    - また、入湯税でこういう事業をしているということを、市民しんぶんなどで「健康面を守るのに使っている」などということを周知していくべきではないか。
  - この制度を使って検査の回数を増やしてしてもらおうとのことで、年1回の検査は条例で決まっているとのことであるが、それも100%守られているのか。
- 年に一度、環境衛生監視員が施設に赴いて確認している。
  - 最低基準はみなさん守られているが、衛生を守るには、それ以上、検査をやっていただきたいということなのであれば、手続きを簡素化する必要があるのではないか。
    - 現状は、交付申請書を保健センターに提出、終わったら完了報告書を提出、さらに交付請求書を提出する必要がある。これはすべて窓口に出向く必要があるのか。ネット申請や郵送も可能なのか。
  - ネット申請は行っていないが、十分にお話しできる場所は郵送での提出も可としている。
    - もしも3回とも窓口に出向く必要があるのであれば、交通費・人件費の方が高くなり、それだったら、制度を利用せずに、自分たちでやればよいになってしまう。制度の利用促進という意味があるのであれば、手続きを簡素化する必要もあるのではないか。
  - 申請書等の資料はホームページでダウンロードでき、窓口に取りに来なくても入手できるようになっている。
    - 今の説明であれば、条例で定められている以上に、もう1回検査ということを前面に説明していただいた方がよい。最低限のことだと必要経費でみられるというのであれば、今後も申請は増えないのではないか。もう1回の検査を市の補助でやりませんか、と呼びかけてはどうか。

そうすると、活動指標については、法定の検査以上に検査をした施設は何件あるかというものができ、アピールになるのではないか。

○ 実際に検査でレジオネラ属菌が検出されることはあるのか。

● 検査については、温泉だけでなく、公衆浴場や旅館業なども対象となる。

レジオネラ属菌は自然界にあるものであるもので、少しは出ることはありえる。万が一、基準値以上の菌が出た場合は、ただちに消毒等を行い、施設を休止するなどして、対応等を行うよう指導に入る仕組みになっている。

京都市ではこれまで事故はないが、常日頃、皆さんに清掃等をやっていたいただいているおかげだと認識している。

○ 菌が検出された場合は、こういう対処をしたなど評価票に書けば、分かりやすくなるのではないか。

### 【まとめ】

○ 施設を回って、啓発される方の人件費がかかっているということであれば、そういうことを指標に入れられないかどうか検討されてはどうか。

○ 指標について、対象の44施設の中での割合も見せていただけたら分かりやすくなるのではないか。この検査をして、どのくらい増減があるのか、また、関係ないのかが分かれば、その結果としての指標を検討されてはどうか。

○ 条例で定められている以上に、もう1回検査ということを前面に説明してはどうか。

○ 制度の利用促進という意味があるのであれば、申請等の手続きを簡素化する必要もあるのではないか。

○ 入湯税でこういう事業をしているということを、市民しんぶんなどで「健康面を守るのに使っている」などということを周知していくべきではないか。

- 評価者の意見
- 事務事業所管部局の意見

## 5 屋外広告物等の審査等事業

【所管局出席者】	
都市計画局 広告景観づくり推進室	広告物審査課長 井澤 詳治
	広告物審査第一係長 大野木 康夫
	広告物審査第三係長 岩村 基秀

- 優良屋外広告物の設置に対して補助を受けられるということだが、目標達成度評価の指標をみる限りは、目標値に対して実績値が半分くらいしか達していない状況にある。広告を出される方が優良なものにしようとしないう理由として考えられるものは何かあるのか。補助件数の推移を見ていると、あまり多くないような印象を受けるが、そのあたりはどうか。
- ①優良なものということで、事前協議に時間がかかってしまうこと、②看板のデザインが優れているだけではなく、建物との調和についても考慮する必要があることが減少傾向の理由の一つとしてあげられる。平成 25 年度の数値が 16 件と他の年度に比べて増えているのは、適正化事業の中で、この年に違反広告物を是正して新しい広告物を付けてもらうにあたって、こういった補助の制度があるということを示し、積極的に提案等を行い、誘導したということがあったためである。
- インプットの部分で、受益者負担分の金額が大きいのが、具体的にはどういった収入源があるのか。
- 屋外広告物設置の許可を出すために、まずは審査を行い、審査終了後に許可審査手数料を請求する。手数料の納付があった後に許可書を渡すという流れで管理している。そのため収入率は 100%となっている。
- 次に支出の部分について、情報システムを組むことは、多くの件数に許可を出し、3年で許可期間の更新が必要であること等、情報の管理が必須であり、情報をプールしておく必要があるからなのか。
- 総量規制があり、同じ敷地で新たに許可申請があった際に、既に許可を出している方の情報を調べないといけない。過去の情報をすぐに見られる状況にしておくため、システムで管理する必要がある。
- 業績評価の目標達成度評価の指標「広告景観づくり補助金交付制度」の実績値について、補助金交付件数の推移を見ていると、平成 25 年度がピークとなっていることがわかる。実数でみると 20 件ほどだが、目標値についてばらつきがある理由は。
- 従来は最大 50 万円の補助を行っていたが、平成 26 年の 9 件という実績が平常の数値であると認識している。そのような状況から、新たに京都にふさわしい広告物ということで、市会も含めて、のれん・ちょうちんの普及・促進について言及がなされたということもあり、のれん・ちょうちんに特化した制度を今年度創設した。1 件 10 万と単価が安いものではあるが、手続が簡素化され、中小企業等の方も申請しやすくなったと考えられ、件数が増えている。
- 所管課として、件数が増えているという印象や実感を持っているか。
- 今年の 3 月に新聞で報道された影響もあったのか、所管課として当初見込んでいた件数よりも多くの申請が来ているという印象を受けている。
- 新聞で報道され、件数が増える要因となったとのことだが、記事の内容については、制度が変わったことについてのものだったのか、制度とは関係なく、アピールとしての記事であった



のか。

- 本市の広告物制度に注目されている記者がおり、今回、補助金制度を見直したことについて取材して、昨年から改善された中身について報道されたことがあった。
- マスコミにより報道されることは、広告効果がすごくある。今回は補助金制度の見直しがかっけではあったが、うまくアピールをされると広告物制度について周知ができるのではないのか。
- 指標2「屋外広告物設置の許可更新率」について、事業の目的からは少し遠い指標ではないかとの印象を受けた。所管課として審査を行ったり、補助金を交付されたりと様々な活動をされている中で、その活動をもっとダイレクトに計れる指標はないのだろうか。もう少し、所管課としての活動がわかる、活動をアピールできる指標を他に設定できなかったのか。
- 事務事業名にあるように、審査して許可をする事業であり、屋外広告物の是正指導等については、別事業として挙げている。所管課として審査をきちんと行い、それによってルールを皆さんにご理解いただきたいとの思いがあり、制度がきちんと定着しているかどうかを計る指標として「許可更新率」という許可件数ベースの指標を設定している。
- 「許可更新率」というのは、審査された案件の許可の採択率のようなものなのか。
- 屋外広告物の許可を取る際は最長で3年となっており、それを超える場合は許可を更新する必要がある。そのような手続をどれだけ取ったのかを表した数値が「許可更新率」である。お店が変わり、更新の対象が消滅する等の事情で更新件数は必ずしも100%にはならない。更新されるべき数値に対して、どれだけ達成されたのかを率としてみている。

当室では、適正化と審査の2つの事業を行っており、適正化の事業については、指標として適正化表示率を設定し、平成28年度については95%の目標を立てている。
- 3年を超えて広告物を出すためには再度審査を受けて、その上で許可が必要となってくるため、業者からのアプローチ等により、ほぼ自動的に審査の申請等がなされると考えられる。指標には所管課の工夫や努力等が表された能動的な活動についての指標を考えるべきではないか。

この事業は審査業務を行うことが目的だが、もっと大きな目的としてはこの審査を通して品格のある市街地景観の形成を行うことではないか。審査の結果としてこういう結果に導いているとか、こういう指導を行っているから数値が上がっている等、実際の活動が市民にとって分かる指標を取れないか。審査を通してこういう結果に導いているんだという指標の取り方をしていただき、活動等の努力をお知らせいただいたらと思う。
- 屋外広告物制度の現状として、全国的に見れば許可件数は少ないと思われ、その中で京都市では平成24年度から資金も含めて投資をしてきたので、ここまで数値が上がってきたということがある。他都市においては、平成23年度に京都市が3割程度の適正化率であったという状況と同様の状況から現在もほぼ変わっていないだろうと思われる。そういった状況を見ると、本市においては広告物には許可が必要であるという認識はかなり広まっていると考えられる。しかし、更新が必要であるという認識は低く、担当課から更新期間満了前に案内を送り、その後更新期間を過ぎているものには督促も行っており、その結果として、この数値となっている。屋外広告物に関しては、平成24年に適正化を進めた際に「制度の定着促進」という大きな柱を掲げており、その柱に沿ったものが許可更新率の向上との認識がある。所管課としては現状、まだまだであるとの認識があり、更新率の維持が制度の定着促進につながるということで、指標として掲げている。
- そういった事実があるのであれば、更新が必要であるということを所管課としてアピールし、

それに対しどれだけ応じてもらえているのかを示してもらえると、結果、更新率があつて、所管課の努力が形として表れてくるのではないか。

- 伝統的な様式ののれんというのは、審査の基準がとても難しいと思うが、京都市美観風致審議会広告物専門小委員会にはどういった有識者の方がいらっしゃるのか。また京都景観賞の受賞者については、自身で費用を負担し、のれん等を設置されているところが多いのではないかと思うが、伝統的なものを継承・維持していくのには膨大な費用がかかるということがある。現状どのような審査基準で補助金を交付されているのか。
- 伝統的なものということだが、厳格には求めておらず、基本的に和風ベースであれば認めていこうという形をとっている。高価なものであると、10万円では収まらないといったことも多々あるので、その中で補助金を交付している。
- 所管課の姿勢としてどの程度の積極性があるのか。審査を行うことと、補助をすることと2つの手段をお持ちだが、所管課として、この地域は重点的に景観づくりをやっていかなければならないといったような積極的な思いがあり、審査を行い、基準に合わないものについては、京都にふさわしい広告物とするために、積極的に補助を出すという風な誘導的な姿勢があるのか。それとも申請に応じて、審査や補助金の交付を行っているという受身の姿勢なのか。
- 景観の制度については、平成19年度に大きな見直しを行っている。広告物については、規制強化の観点から指導等を行い、多くの看板等の撤去がなされ、規制（制度）の定着がはかられた。また、屋外広告物規制区域については、地域の実情に応じて21種類に分けるなど、一定の強弱はつけられたと考えており、歴史遺産地域については更に規制をかけている。そういった制度の定着の中で今後どうしていくのかを考えているところである。なお、昨年度市民に対し、屋外広告物印象等アンケート調査を実施したが、これまで進めた取組について、一定の評価をいただいている。
- そういった積極的な姿勢をお持ちであるが、事務事業評価票ではあまり伝わってこない印象を受ける。市民の皆さんから景観が良くなった等の評価をいただいているわけであるから、それがもう少し伝わるようにしていただけたらと思う。
- アンケートによる市民満足度などを成果指標として設定してはどうか。また、長年行っている事業であるため、事業の重要性や所管課としての取組や努力をアピールできる指標の設定を行うべきではないか。

#### 【まとめ】

- 所管課の工夫や努力等が表された能動的な活動についての指標を考えるべきではないか。
- 審査の結果としてこういう結果に導いているとか、こういう指導を行っているから数値が上がっている等、実際の活動が市民にとって分かる指標を検討できないか。
- 広告物の許可更新が必要であるということを所管課としてアピールし、それに対してどれだけ応じてもらえているかを示すことはできないか。
- アンケートによる市民満足度などを成果指標として設定してはどうか。
- 事業の重要性や所管課としての取組や努力をアピールできる指標の設定を行うべきではないか。

## 全体講評

- 今回取り上げられた事業のように、市民の生活に密着した事業が行われていることについては、本当にありがたい。同時に、その事業についてもっと深く市民の方にアピールをしてほしい。
- 今回取り上げられた事業は、意見することが難しいものが多かった。今まで取り上げられていた事業には、多額の費用をかけているが、あまり成果が見えないといった存在意義が疑わしい事業があったが、今回は改善を決定づける理由等がないという印象であった。
- 外部に委託している事業が多い印象を受けた。もう少しこういったことができるのではないかと、でもどこをどう進めていったらよいのかという風に悩んでいる小さな事業が、市・府・国の中にどれだけ存在しているのだろうかと考えた時に、ものすごく費用・マンパワーがかけられているのだろうと感じた。これから人口減少・高齢化が進み、さまざまな困難を抱え、コストがかかってくるが、税収が増えることは難しく、むしろ減少傾向となっていくことが予想される。取捨選択していかないといけない時代がきているため、生活者（市民）として、何を優先してほしいかを見極める力が必要であると感じた。そのために行政には、事業の透明化をはかっていただき、市民の皆さんが考えることができるような場を設けていただきたい。
- 京都に特化した内容の事務事業を行っているという印象を受けた。京都のために活動しているというアピールするポイントがたくさんあるのに、それが評価票等に反映されていないのが残念である。市民側からも投げかけていける状況になっていかないといけない。
- 税金がどのように使われているのか等を事務事業評価を通して確認することができる。事業がたくさんあり、京都の文化・町並みの保全など、地域に特化した事業が他の都道府県でもこのように行われているのだろうと感じた。
- 何が一つの事業なのかといった単位が不明確であり、広いものと狭いものがあり、ばらつきがある。一つ一つの事業を細かく見ることによって、こういった無駄があるのではないかを検証することもできる。方や、大きな目標の中の手段の一つとしての事業なのであれば、別の方法にウエイトをかければよいのではと考えることもできる。無駄があることを探してそこを削っていくのか、それとも他に良い手段がないか考えていくのか、何のために事務事業評価を行うのかを考えるうえで、事業の単位のあり方を考える必要があるのではないかと。またインプットの部分について、その事業を行っている所管課全体で何人の職員がいるのか、また課全体としてどのくらいの量の仕事があるのかが市民には分からないため、評価しづらく判断がつかない部分がある。
- 評価票でみた時に明らかに事業として即座に改善が必要であるというものはなくなってきている。今後は一つ一つの事業で細かくみることから、もう少し大きな単位でみていく、例えば福祉分野、環境分野といったようなまとまりを持たせた審議の仕方について、検討が必要ではないか。

一方で過去から改善されていない部分もある。指標の作り方について、もう少し全体の中でどういった位置づけになっているのか、単に増えている、減っているということではなく、仕事がかまうかといったことのアピールをする場であるという視点を浸透させる必要がある。また、前例踏襲となっている指標が多くあり、これがベストなものではないと考えているといった発言が多々あった。自分たちの業務をアピールするにはどうしたらいいのかを考え、指標の設定を行うべきではないか。また外部委託について、市としてどのような要望を委託先に行っているのかが、不明確である。委託先のモニタリングをどうするのか、どうコントロールする

のかを意識的に行っていく必要があるのではないか，そのための指標を設定することも活動指標として検討するということを徹底していく必要があるのではないか。